

令和 2 年

## 3 月市議会定例会意見書案

議案会第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策の強化についての意見書…………… 3



議案会第1号

地方自治法第99条の規定により、新型コロナウイルス感染症対策の強化を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）に対し、意見書を提出する。

令和2年3月11日提出

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 豊橋市議会議員 | 近藤修司 |
|     | 同       | 松崎正尚 |
|     | 同       | 山田静雄 |
|     | 同       | 尾林伸治 |
|     | 同       | 斎藤啓  |
|     | 同       | 伊藤篤哉 |
|     | 同       | 坂柳泰光 |
|     | 同       | 古関充宏 |
|     | 同       | 鈴木博  |
|     | 同       | 芳賀裕崇 |

## 新型コロナウイルス感染症対策の強化についての意見書

中国・武漢市を中心に発生した新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）が世界各地に拡大し、多くの感染者・死亡者が発生しています。世界保健機構（WHO）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当する旨を宣言するなど、国際的な脅威となっています。

政府においては本年1月に初の感染者が確認され、以降「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」を施行し、感染拡大防止に努めている一方で感染者数は日増しに増加しています。

2月13日には初の死亡者が、また症状の出ない「無症状病原体保有者」や感染経路の不明な感染者が確認されるなど状況が刻々と変化しています。

本市では、速やかな感染予防対策を講じることを目的に感染予防対策本部を設置し、感染拡大防止のため、市主催のイベントを中止するなどの対策強化を進めてまいりました。しかしながら、国の方針に沿った感染防止対策強化に伴い、市民、事業者等に深刻な影響を及ぼしています。

よって、国におかれましては、国民の安全・安心を確保するとともに、不安を解消するための感染拡大防止に向けて地方公共団体と連携・協力し、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたワクチンの開発や、治療法の確立に早急に取り組むこと。また地域医療を維持するための万全な対策とともに必要な財政措置を講ずること
- 1 国民・地方公共団体に対して専門家の知見を生かしながら正確な情報を提供し、情報公開の基準を策定するなど、風評被害対策を行うこと
- 1 感染拡大防止対策に係る地域経済に与える影響を把握し、商工農事業等、特に中小規模事業者、個人事業主に対する支援など、必要な対策を講ずること
- 1 学校の臨時休校に伴う影響に鑑み、万全の対策を講ずること
- 1 上記のほか、ウイルス感染拡大防止対策及び支援に必要な法制化や、国庫負担等の措置を速やかに講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月11日

豊橋市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣  
(経済財政政策)

} あて